

調査票の記入のしかた

【03】 製造業

総務省
経済産業省

- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されています。これらは、事業所における記入負担を少しでも軽くするため、「平成21年経済センサス-基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票は、**黒色の筆記具（ボールペン、鉛筆など）**ではっきりと記入してください。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消すなどして訂正してください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。調査票の記入内容について、後日、おたずねさせていただく場合があります。

調査票を記入する際に参照するページは 以下のとおりです

第1面

The first page of the survey form is shown with three sections highlighted: Section A (red box, pages 2-3), Section B (green box, pages 4-6), and Section C (purple box, pages 6-7).

- A 1 名称及び電話番号 ～ 5 従業員数
- B 6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳 ～ 7 事業別売上(収入)金額
- C 8 主な事業の内容 ～ 11 自家用自動車の保有台数

第2面

The second page of the survey form is shown with four sections highlighted: Section D (orange box, pages 8-9), Section E (blue box, pages 10-11), Section F (red box, pages 12-13), and Section G (yellow box, pages 14-15).

- D 15 人件費及び人材派遣会社への支払額 ～ 16 原材料、燃料、電力の使用額等
- E 17 有形固定資産 ～ 18 リース契約額等
- F 19 製造品在庫額等 ～ 20 製造品出荷額等
- G 21 酒税、たばこ税等合計額 ～ 25 作業工程

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。

経済センサス-活動調査コールセンター

☎ 0120-44-1034 (通話料は無料です。)

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合：03-6830-1034 (有料)

- 調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。

紙へリサイクル可

調査票の記入箇所

- 第1面は貴事業所の経営組織、第2面は第1面「5 従業者数」欄(3)の人数によって、記入箇所が異なります。以下を参考に調査票に記入してください。

調査票	「3 経営組織」欄	記入する調査票の項目番号
第1面	個人経営	1~8 9~11
	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社	1~8 9~11 12 13、14
	会社以外の法人	1~8 9~11 12
	外国の会社、法人でない団体	1~8

調査票	第1面「5 従業者数」欄(3)の人数	記入する調査票の項目番号
第2面	9人以下	15、16 「合計★」欄のみ 20 21~23 25 「イ 品目別製造品在庫額」を除く
	10人以上29人以下	15、16 17 19 20 21~23 25 「土地★」、有形固定資産の「計★」欄のみ 「イ 品目別製造品在庫額」を除く 「合計★」欄のみ 「製造品①★」、「半製品及び仕掛品②★」欄のみ
	30人以上	15~25

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
公益、一般、特例財団法人 → (財)
公益、一般、特例社団法人 → (社)
- 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- 正式名称に変更がある場合は、フリガナをカタカナで記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と階(マンションの場合は、号室)を記入してください。

3 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。
- 外国の会社は、外国に本所がある会社になります。外国の資本が参加している、いわゆる、「外資系の会社」は「外国の会社」には該当しません。

4 開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**貴事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合、その時期を開設時期としてください。
・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
・ 法人が新設(対等)合併した場合
・ 法人が分割により設立された場合

「フリガナ」欄は、正式名称に変更がある場合のみ記入してください。

他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○事業所構内」(○○は入居先の事業所名)と記入してください。

1 名称及び電話番号		フリガナ ケイサンデンキ ワカマツコウジョウ																																							
正式名称 (有)計算工業 若松工場 (株)KEISAN電機		通称名																																							
電話番号(代表) (03) 9876 - 4321		郵便番号 162-0066																																							
2 所在地 東京都 新宿区		市区町村名 東京都 新宿区																																							
ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) 若松町3丁目2番1号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) (株)センサス工業若松工場事業所構内																																							
3 経営組織		1 個人経営 2 株式会社 3 合名会社 4 合同会社 5 会社以外の法人 6 外国の会社 7 法人でない団体																																							
4 開設時期		11 平成24年 10月																																							
5 従業者数		<table border="1"> <tr> <th></th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> <tr> <td>① 個人業主</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>② 個人業主の家族で無給の人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>③ 有給役員(無給役員は除く)</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>④ 正社員・正職員などと呼ばれる人</td> <td>11人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)</td> <td>6人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)</td> <td>5人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>⑦ 合計(①~⑥の合計)</td> <td>25人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑨ 出向</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑩ 派遣</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>③ 貴事業所に従事している人の男女計</td> <td>31人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>④ 上記(3)から①と②を除いた人の毎月末現在数(平成23年1月から12月までの合計)を記入してください。</td> <td>370人</td> <td>170人</td> </tr> </table>		男	女	① 個人業主	1人	1人	② 個人業主の家族で無給の人	0人	0人	③ 有給役員(無給役員は除く)	3人	1人	④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	11人	5人	⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)	6人	3人	⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	5人	1人	⑦ 合計(①~⑥の合計)	25人	10人	⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)	2人	0人	⑨ 出向	0人	0人	⑩ 派遣	3人	1人	③ 貴事業所に従事している人の男女計	31人	11人	④ 上記(3)から①と②を除いた人の毎月末現在数(平成23年1月から12月までの合計)を記入してください。	370人	170人
	男	女																																							
① 個人業主	1人	1人																																							
② 個人業主の家族で無給の人	0人	0人																																							
③ 有給役員(無給役員は除く)	3人	1人																																							
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	11人	5人																																							
⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)	6人	3人																																							
⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	5人	1人																																							
⑦ 合計(①~⑥の合計)	25人	10人																																							
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)	2人	0人																																							
⑨ 出向	0人	0人																																							
⑩ 派遣	3人	1人																																							
③ 貴事業所に従事している人の男女計	31人	11人																																							
④ 上記(3)から①と②を除いた人の毎月末現在数(平成23年1月から12月までの合計)を記入してください。	370人	170人																																							

(3) 貴事業所に従事している人の男女計

● 5 従業者数(1)欄の①~⑦、(2)欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算により記入してください。

⑦(合計) - ⑥(臨時雇用者) - ⑧(他事業所への送出者) + ⑨(出向の受入者) + ⑩(派遣の受入者)

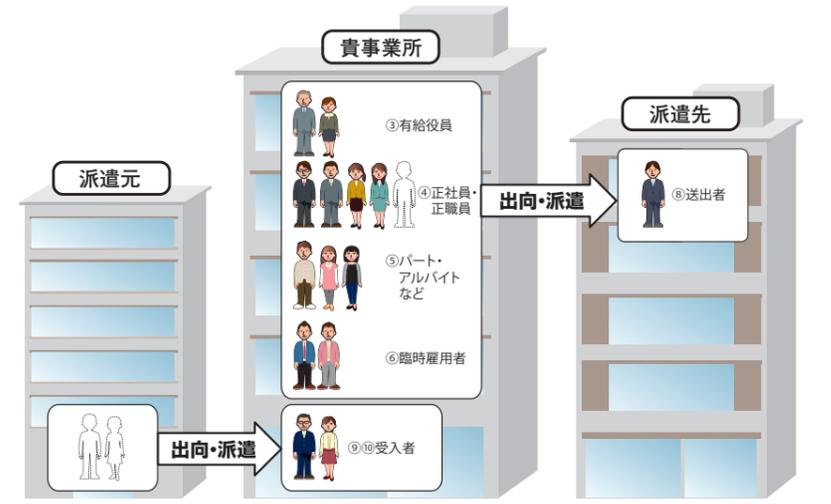
【例】
男: ⑦ 25人 - ⑥ 5人 - ⑧ 2人 + ⑨ 0人 + ⑩ 3人 = 21人
女: ⑦ 10人 - ⑥ 1人 - ⑧ 0人 + ⑨ 0人 + ⑩ 1人 = 10人
男女計: 21人 + 10人 = 31人

貴事業所に常時従事している人(臨時雇用者、他の事業所へ出向又は派遣している人は含めません。)

● 5(3) 貴事業所に従事している人の男女計が30人以上の場合は、毎月末現在数を1年間足し上げた人数を記入してください。ただし、「個人経営」の場合は、個人事業主(①)と個人事業主の家族で無給の人(②)を含めないでください。

5 従業者数

- 従業者数は、平成24年2月1日現在の従業者数を、区分ごとに記入してください。
- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 個人業主 | ○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれる人」としてしてください。 |
| ② 個人業主の家族で無給の人 | ○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人
○ 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。 |
| ③ 有給役員(無給役員は除く) | ○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人
○ 無給役員は従業者には該当しません。 |
| 常用雇用者 | ○ 以下のいずれかに該当する人
・ 期間を定めずに雇用している人
・ 1か月を超える期間を定めて雇用している人
・ 平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 |
| ④ 正社員・正職員などと呼ばれる人 | ○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人 |
| ⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど) | ○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人 |
| ⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトを含む) | ○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など「常用雇用者」の定義に該当しない人 |
| ⑦ 合計 | |
| ⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) | ○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人 |
| ⑨ 出向 | ○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、貴事業所で働いている人 |
| ⑩ 派遣 | ○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、貴事業所で働いている人
○ 別経営の事業所から業務請負により貴事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。 |



平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。
 ※ 平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳	個人経営						個人経営以外									
	百	十	千	万	十	万	千	百	十	千	万	十	万			
① 売上(収入)金額							5	6	5	9	6					
② 費用総額(売上原価+経費計)							5	4	5	9	2					
③ 給料賃金(専従者給与を除く)							3	8	2	1	5					
④ 地代家賃								1	1	9	0	0				
⑤ 減価償却費									2	0	4	8				
⑥ 租税公課										4	4	6				
									1	8	4	6				
												2	6			
											9	1	6			
													7	3		

金額は、万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください)。「差」記号は記入しないでください。

7 事業別売上(収入)金額	事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)		
		千	百	十	千	万			
●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」5～6ページを参照してください。 ●6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ●製造事業を行っている事業所において、 ・金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	(ア) 農業、林業、漁業の収入						金額		
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入								
	(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額		4	7	5	7	6		
	(エ) 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)			8	6	7	8		
	(カ) 小売の商品販売額								
	(キ) 上記以外のサービス事業の収入				4	2			
	(ク) 学校教育事業の収入								
	(ケ) 医療、福祉事業の収入								
	合計				6	欄①の売上(収入)金額	1	0	0

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳「個人経営」

● 「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

項目	青色申告			白色申告	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
① 売上(収入)金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤
② 費用総額(売上原価+経費計)	科目⑥+科目⑳	科目⑫	科目⑱	科目⑨+科目⑱	科目⑫
③ 給料賃金(専従者給与を除く)	科目⑳	科目⑥	科目⑪	科目⑪	科目⑥
④ 地代家賃	科目㉓	科目⑧	科目⑩	科目⑮	科目⑨
⑤ 減価償却費	科目⑱	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
⑥ 租税公課	科目⑧		科目⑤	科目①	科目①

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳「個人経営以外」

● 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。
 ● 「外国の会社」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に売上(収入)金額のみを記入してください。
 ● 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上(収入)金額	商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	経常収益を記入してください。
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。	経常費用を記入してください。
③ うち売上原価	費用総額のうち売上原価について記入してください。 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の合計になります。	記入不要です。
④ 給与総額	役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額を記入してください。 別経営の事業所に向向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。	
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥ 動産・不動産賃借料	土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。	
⑦ 減価償却費	固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 収入課税の事業税(電気業、ガス業)はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。	
⑨ 外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 人材派遣会社への支払いも含みます。	
⑩ 支払利息等	借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。 (「②費用総額」の内数ではありません。)	借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。

7 事業別売上(収入)金額

● 以下の例示を参考に、金額の内訳を記入してください。

(ア) 農業、林業、漁業の収入	<p>動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培を含む) ○ 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産) × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業者が加工し出荷した場合 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 購入した農畜産物・水産物の加工・出荷 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」 ○ 農業作業(脱穀など)の請負 × 有機質肥料の製造 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「(カ) ⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」
(イ) 鉱業、採石業、砂利採取事業の収入	<p>鉱物の採掘、採石、選鉱その他の品位向上処理に関する事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採石現場での破碎・粉砕 × 採石現場以外で、破碎・粉砕した場合 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 他の企業に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入) ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合) × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「(オ) ③建設事業の収入」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「(エ) ①卸売の商品販売額」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「(エ) ②小売の商品販売額」 × 製造した商品を、一般消費者に直接販売した場合の販売額 ⇒ 「(エ) ②小売の商品販売額」 × 菓子、パン、建具、畳などを製造し、一般消費者に直接販売した場合の販売額(製造小売) ⇒ 「(エ) ②小売の商品販売額」
(エ) 卸売の商品販売額(代理・仲立料収入を含む)	○ 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ※ 検査、選別、洗浄、包装、小分け、充てんなどの軽度な加工を含みます。
(エ) 小売の商品販売額(製造小売を含む)	○ 仕入れた商品又は製造した商品の一般消費者への販売額 ○ 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入 ○ 予め調理した飲食料品の小売 × 製造した製品のインターネット等を用いた店舗によらない販売額 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」
(オ) 建設事業の収入	<p>建設工事を行う事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、管工事など) ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
(カ) 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	<p>各エネルギーの供給などを行う事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業の収入 ○ 自家発電の電力販売 ○ 導管によるガス供給、熱供給
(キ) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入	<p>情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、書籍の発行
(ク) 運輸、郵便事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む) ○ 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など)
(ケ) 金融、保険事業の収入	○ 保険代理手数料収入
(コ) 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入	<p>情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発) ○ 情報処理サービス(データエントリ、受託計算サービス、システム等管理運営受託など) ○ 各種調査(市場調査、世論調査など) ○ ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピングサイト運営業務を含む) × 他の企業で開発したソフトウェアの記録物の複製・製造 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」

7 事業別売上（収入）金額（つづき）

（カ）サービス関連産業B	⑩不動産事業の収入	土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入 ○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
	⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入	○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に付帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合）） ○ 試験研究、商品検査、機械設計、計量証明
	⑭飲食サービス事業の収入	注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入 ○ 注文により調理した飲食料品を配達する飲食サービス ○ 注文により調理した飲食料品の持ち帰り販売
	⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入	○ 一般消費者向けの縫製・修理収入（材料は一般消費者が提供） × 一般消費者向けの縫製収入（材料は店持ち） ⇒ 「（エ）②小売の商品販売額」 × 他企業向けの縫製収入 ⇒ 「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」 ○ 織物の染色（一般消費者向け） ○ 織物の染色（他の企業向け） ⇒ 「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」 ○ 一般消費者所有の穀類などの精穀収入 × 企業向けの精穀、製粉などの加工賃収入 ⇒ 「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」
（ク）医療、福祉事業の収入	○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など） ○ 職業紹介・労働者派遣事業	
		○ 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など） ○ 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」

8 主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

8 主な事業の内容

- 貴事業所で行っている事業の内容が製造業でない場合は、具体的に記入してください。
 - ・ 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
 - ※ 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかが分かるように記入してください。
 - ※ 建設事業を行っている場合は、建築物の種類、工事の内容、工事全体の請負か一部の請負かがわかるように記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額が最も多い事業を記入してください。

【記入例】豆腐を製造し卸売業者に販売することが主であったが、製造した豆腐を消費者にも販売（小売）する事業所となり、小売販売額が貴事業所の売上（収入）金額の主となった場合

豆腐の製造 豆腐の製造小売

- ※ 販売している品目が分かるように記入してください。
- ※ 商品を製造して小売している場合は、「○○の製造小売」と記入してください。

以下の9, 10, 11は、個人経営、会社（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）、会社以外の法人のみ記入してください。

9 電子商取引の有無及び割合

- 該当する番号をすべて○で囲んでください。

① 一般消費者と行った ② 5% ③ 他企業と行った ④ 行わなかった
 ・6欄「①売上（収入）金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約（受発注が確定）した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

9 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

- 物品の例： ○ インターネット・ショッピング・サイトなどに出品し、商品を販売する場合
○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合
- サービスの例： ○ 旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約 ○ イベントチケットの予約
○ 自動車損害保険などの販売 ○ オンラインバンキング
○ コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額（旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など）が該当します。
- デジタルコンテンツの例： ○ 映像（動画）、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売
○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
・対面での説明・書類提示等が必要な場合（不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど）
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
・商品を広告するためのホームページの開設
・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売り上げは対象外

10 設備投資の有無及び取得額

- 平成23年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 中古品は含みません。

① 設備投資を行った ② 設備投資を行わなかった ・取得額（減価償却前の額）を記入してください。（万円未満四捨五入）

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
有形固定資産（土地を除く）					2	6	5	6
無形固定資産（ソフトウェアのみ）							5	0

10 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、平成23年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・ 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、平成23年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成23年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・ 店舗併用住宅の居住用部分
 - ・ 中古品

11 自家用自動車の保有台数

- 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含みます）。

(1) 貨物自動車 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。	<input type="text" value="3"/> 台	(3) バス	<input type="text" value="0"/> 台
(2) 乗用自動車	<input type="text" value="2"/> 台		

11 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみを使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
 - 【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

15 人件費及び人材派遣会社への支払額

※第1面の「5 従業者数」の(3)が29人以下の場合は、**合計のみ記入**してください。

◆貴事業所が平成23年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。

◆貴事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。

(1) は、常用雇用者及び有給役員（第1面の「5 従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち**貴事業所に従事している者**）に対する基本給、諸手当（家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など）、特別に支払われた給与（期末賞与など）を記入してください。

(2) は、上記雇用者に対する**退職金や解雇予告手当**、第1面の「5 従業者数」のうち**出向受入者（⑨）に対する支払額、臨時雇用者（⑥）**に対する給与などを記入してください。調査時点（12月末日時点）で臨時雇用者がいない場合でも、平成23年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。**なお、別経営の事業所へ出向又は派遣している者（⑧）に対する負担額は含めません。**

(3) は、第1面の「5 事業所の従業者数」の派遣（⑩）に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

15 人件費及び人材派遣会社への支払額(平成23年1月から12月までの1年間)		金額 (単位:万円)			
		千	百	十	万
(1) うち 事業所に従事している者 に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額			9	9	20
(2) 常用雇用者(④⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、 出向受入者(⑨)に係る支払額 、臨時雇用者(⑥)に対する給与など			6	2	7
(3) 派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額			2	1	8
合 計★			1	0	765

16 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額(平成23年1月から12月までの1年間)		金額 (単位:万円)			
		千	百	十	万
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで 実際に製造等に使用した総使用額		2	5	457
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)			3	79
電力使用額	電灯用を含み、自家発電は除く			6	89
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに 支払った加工賃又は支払うべき加工賃			3	66
製造等に関する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)				92
転売した商品の仕入額	平成23年中 に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)		6	0	32
合 計★			3	3	015

16 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額

※第1面の「5 従業者数」の(3)が29人以下の場合は、**合計のみ記入**してください。

◆管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含みません。

(1)「原材料使用額」

①事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、**実際に製造等に使用した総使用額を記入**します(購入額を記入するものではありません)。また、**自己の所有するもの**に限ります。

○「原材料」に含むもの(例示)
 主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具、器具、備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品(当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上)、工場維持のために必要な材料・消耗品(固定資産勘定に計上すべきものは除き工場建物・設備などの小修理に使用されたもの)

②通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。

③下請工場等に原材料又は製造した製品を**支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上**します(加工賃は「委託生産費」に計上します)。

④原材料であっても、**仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」**に記入してください。

(2)「燃料使用額」

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費(石油、ガス、石炭等)、自家発電用の燃料費などを記入してください。

(3)「電力使用額」

照明や空調に利用されたものや事業所で購入した電力の使用額を記入してください。ただし、**自家発電分は除きます**。

(4)「委託生産費(外注加工費)」

貴事業所が**所有する原材料又は製造した製品を支給**して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入します。この場合、**支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入**してください。原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。

(※) 原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合(貴事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含む)。

(5)「製造等に関する外注費」

- ①**事業所収入**(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」)に**直接関連する**外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- ②派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- ③警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

(6)「転売した商品の仕入額」

以下のような計算により、平成23年中に**実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入**してください。また、**ここに記入がある場合は、第1面「7 事業別売上(収入)金額」のうち「(工)商業」欄の①又は②も記入してください。**

$$\text{「年初転売品在庫額 + 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額」}$$

なお、転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含みます(ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます)。

17 有形固定資産

※第1面の「5 従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、
★印の欄(黄色)のみ記入してください。
 なお、9人以下の事業所については**記入不要**です。

◆金額は、帳簿価額で記入します。それが困難な場合は、見積もり価額(「取得額」の欄については購入価額)によってください。借用・借地の場合は、その旨を備考欄に記入してください。

◆有形固定資産を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区分して記入してください。

◆貴事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土地	工場及び事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地(構外のものを含む)
①建物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物(構外のものを含む)、附属設備(エレベーター、暖房・照明・通風設備など)
②構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など(減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含まれます。)
③機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機(建物に附属するものを除く)などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
④船舶	船舶、水上運搬具
⑤車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
⑥工具、器具、備品等	容器を含み、耐用年数1年以上で特例を除き1件10万円以上のもの

(注) 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

17 有形固定資産(つづき)

(1) 「年初現在高」

「土地」「有形固定資産計(土地を除く。)」とも、平成23年の年初現在高(※)を、**帳簿価額(資産台帳、財産目録、貸借対照表など)によって記入**してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

※ 平成23年年初現在高 = 前年年初現在高 + 前年取得額 - 前年除却額 - 前年減価償却額

(2) 「取得額」

平成23年の**1年間の増加額を帳簿価額で記入**してください。また、事業所が使用するために外国から直接輸入したものは、貿易業者などを通じて輸入したものを含むは、中古のものでも新規のものと同様に記入してください。

① 「土地」

- ア. 土地の取得額は、**平成23年中に登記が済んだ土地の金額**をすべて記入してください。
- イ. 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ウ. 原材料採取のために取得した土地も含めます。
- エ. **借地分は除きます。**(借地の場合は備考欄にその旨記入してください。)

② 「有形固定資産計(土地を除く。)」

- ア. 平成23年の1年間の購入、建設、自家製作、他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、**帳簿価額又は評価額で記入**してください。
- イ. 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ウ. **借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。**

17 有形固定資産(単位:万円)		有形固定資産(土地を除く。)																				
取得額 (平成23年1月から12月までの1年間)	新規のもの 中古のもの	土地★		計★		建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)		機械、装置 (附属設備を含む。)		船舶、車両、運搬具、耐用年数 1年以上の工具、器具、備品等												
		千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億									
	年初現在高			2	1	5	6			7	6	0			1	2	0	0				
	取得額	×	×	×	×	×	×			1	0	2	3		1	3	2	0				
	除却額(平成23年1月から12月までの1年間)					1	4	0							1	0						
	減価償却額(平成23年1月から12月までの1年間)	×	×	×	×	×	×															
	建設仮勘定の増(平成23年1月から12月までの1年間)																	4	7	2		
	建設仮勘定の減(平成23年1月から12月までの1年間)																			5	1	5

18 リース契約による契約額及び支払額(単位:万円)		リース契約額		リース支払額									
リースとは「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約できないもの」をいいます。		(平成23年1月から12月までの1年間に新たに契約したリース契約額の総額)		(平成23年1月から12月までの1年間に支払ったリース料の総額)									
		千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億				
				5	6	4	8			1	1	4	2

18 リース契約による契約額及び支払額

※第1面の「5 従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、**記入不要**です。

- (1) リースとは、「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。
- (2) ただし、(1)に該当するものであっても、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法(リース資産を割賦(延払い)により購入した場合と同様の方法)に準じて行っている場合は、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入し、リースには記入しません。
- (3) 「リース契約額(年間)」には、新規に契約したリースのうち、**平成23年1月から12月までにリース物件が納入、設置され、検収が完了し物件借受書を交付した物件**に対するリース物件の契約額(リース料総額)を消費税を含んだ金額で記入してください。
- (4) 「リース支払額(年間)」には、**平成23年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額**(事業所に存在するすべてのリース物件に対する支払リース料の年間合計金額)を消費税を含んだ金額で記入してください。したがって、これには、**平成22年12月以前にリース契約した物件に対する支払リース料も含まれます。**
- (5) 親会社の所有設備等を子会社が借用している場合は、この欄には記入せず、備考欄に「親会社からの借用」と記入してください。

(3) 「除却額」

- ① 「土地」
 - ア. 売却などによる除却額を記入してください。
 - イ. 原材料を採取したために枯渇資産として減価償却したものも、土地の除却に含めます。
- ② 「有形固定資産計(土地を除く。)」
 - ア. 売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。
 - イ. 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

(4) 「減価償却額」

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入します。なお、**減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」**を記入してください。

(5) 「建設仮勘定」

- ① 「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。
- ② 「建設仮勘定」を設定している事業所については、平成23年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。
- ③ ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

19 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第1面の「5 従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- 事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品(製造品、半製品、仕掛品)の在庫も含まれます。
- 下請加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含まれません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まれません。
- 「19 製造品の年末在庫額」は、「20 イ 品目別製造品在庫額計」と必ず一致します。
- 「年初」欄には平成22年12月31日から平成23年1月1日に繰り越されたものを、「年末」欄には平成23年12月31日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困難な場合は、それぞれ年初、年末の見積り市価によって記入してください。

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が二つの工程又は数個の工程で完成される時、一つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷(販売)または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

19 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円)									
区分	製造品①★		半製品及び仕掛品②★		原材料及び燃料③		合計①+②+③		
	千億	百万	千億	百万	千億	百万	千億	百万	千億
年初	2	760	1	138	5	470	9	368	
年末	5	324	1	477	4	419	1	220	

一致します

20 製造品出荷額、在庫額等

※第1面の「5 従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。

- 「ア 品目別製造品出荷額」については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「数量」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、同封の「商品分類表(製造業)」を閲覧の上、記入してください。
- 「数量」の記入は、指定された「数量単位名」を用います。
なお、「商品分類表(製造業)」に数量単位名が指定されていない品目(数量単位名が「-」となっている品目)については、数量を記入する必要はありません。また、船舶の記入例は、下記を参照してください。

20 製造品出荷額、在庫額等 (単位:万円)										
20 ア 品目別製造品出荷額★ (平成23年1月から12月までの1年間)					20 イ 品目別製造品在庫額 (平成23年12月31日現在)					
番号	製造品名	数量	単位名	金額(単位:万円)	数量	金額(単位:万円)	数量	金額(単位:万円)	金額(単位:万円)	
271911	金銭登録機			838				17		
301411	ラジオ受信機	22	台	1135	91	45		45		
302312	カーステレオ	4	台	292	825	406		406		
302315	ハイファイ用アンプ	1	台	57	597	196		196		
302317	補聴器							20		
製造品出荷額計					922		製造品在庫額計★			
							5324			
20 ウ 加工賃収入額★ (平成23年1月から12月までの1年間)					20 エ 製造業以外の収入額(特掲)★ (平成23年1月から12月までの1年間)					
番号	賃加工品名	金額(単位:万円)	その他収入の種類名			金額(単位:万円)				
301491	ラジオ受信機・テレビジョン受信機(賃加工)	654	販売電力収入			30				
302391	電気音響機械器具・同部分品・取付具付属品(賃加工)	112	冷蔵保管料収入							
加工賃収入額計					766	修理料収入(自動販売機の修理)				
						42				

製造品の出荷がなく在庫の場合でも、品目番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入します。

20 製造品出荷額、在庫額等(つづき)

(1) 「ア 品目別製造品出荷額」

- 「製造品」
 - 事業所が所有する原材料によって製造するもの(いい、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品)を含みます。
ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、第1面「7 事業別売上(収入)金額」のうち「(エ) 商業」欄の①又は②に記入してください。
 - 商品分類表に特掲されている品目(6桁番号があるもの)の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。
例:清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど
- 「出荷額」
 - 出荷額は工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額で記入してください。
 - 自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、その事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含まれます。ただし、平成22年中に出荷したもので、平成23年に入ってから返品され、再出荷されたものは含まれません。
 - 割引、値引されたものは、その分を差し引いた価額(実際に受け取った金額)を記入してください。

【参考】製造品出荷関連の記入欄について

項目	記入欄	
出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	「20 ア 品目別製造品出荷額」欄
	出荷に要する各種経費(積込料、運賃、保険料)	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、第1面「7 事業別売上(収入)金額」の「(オ) ③建設業の収入」欄へ
出荷・使用の形態別	出荷後の保守点検代金	・プラントメンテナンスの場合は、第1面「7 事業別売上(収入)金額」の「(カ) ④学術研究、専門・技術サービス事業の収入」欄へ ・それ以外の場合(機械修理等)は、第1面「7 事業別売上(収入)金額」の「(カ) ⑤上記以外のサービス事業の収入」欄へ
	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外(その中間製品を製造するために使用した中間製品原材料は、原材料使用額に算入)
事業所が直接消費者に販売した場合	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	「20 ア 品目別製造品出荷額」欄(市価に換算したうえで、消費税額を上乗せ)
	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製造品	製造業以外の収入のため、第1面「7 事業別売上(収入)金額」の「(エ) ②小売の商品販売額」欄へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて(店舗を持たないで)、直接消費者に販売した製造品	「20 ア 品目別製造品出荷額」欄

(2) 数量(船舶の例)

- 船舶(製造品番号313111~313116に該当する船舶)については「隻数、総t数」の両方を記入し、隻数を必ず〇で囲みます。
(例:2隻・1600総tの場合・・・②/1600)
- 上記以外の小分類313(3134を除く)に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。

<記入例>

ア 品目別製造品出荷額★ (平成23年1月から12月までの1年間)									
番号	製造品名	数量	単位名	数量	金額(単位:万円)				
313116	特殊用途鋼製船舶新造	隻/総t	②	1,600	100000				
313123	鋼製国内船舶の改造・修理	隻		4	1536				

(3) 「イ 品目別製造品在庫額」

- 事業所が所有する製造品の在庫額については、帳簿価額で記入します。
- 委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含まれます。
- 「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含まれません。
- 製造品の出荷がなく在庫の場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入します。

(4) 「ウ 加工賃収入額」

- 加工賃収入とは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造を行って受け取る加工賃や他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加えこれによって受け取る加工賃をいいます。このうち、平成23年中に引き渡したものに対する加工賃を記入してください。
なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」に記入してください。

21 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（消費税を除く内国消費税額）

- ◆この調査項目には、酒、たばこ、揮発油等を製造する事業所が製造した当該製品に対応する納付税額又は納付すべき酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計を記入してください。
したがって、事業所で製造していないもの（転売品など）の税額は含めません。
また、未納税移出した製造品であっても、他の事業所の製造品の原料となる場合を除き、未納税分の税額も含めません。
勘定科目等との関連では、損益計算書における販売費・一般管理費の「租税公課」のうち当該税額部分です。

21 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（消費税を除く内国消費税額）★ （平成23年1月から12月までの1年間）	納付税額又は納付すべき税額の合計	金額（単位：万円） 千億百億十億 億 千万百万十万万円
		17.21

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

- 直接輸出額とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等の企業を経由して輸出したものは含めません。
- 第1面6欄の「①売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで記入してください。

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★ （平成23年1月から12月までの1年間） （直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。）	第1面の6欄「①売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。	割合（単位：%）
		17.21

24 工業用地及び工業用水

※第1面の「5 従業者数」の（3）が29人以下の事業所は記入不要です。

- 「ア 事業所敷地面積」には、平成23年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。
 - 貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - 事業所の隣接地にある拡張予定地で、その事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - 鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・塀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。
- 「イ 工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。
 - 「1日当たり水源別用水量」は、平成23年1月から12月までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。1立方メートル未満は、四捨五入します。
 - 工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
 - 水源別の区分は、以下の通りです。

公共水道	都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水。
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの。
2 上水道	一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの。
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水。 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5回収水」以外のもの ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水） ・河川敷などにおいて集水堰きよによって取水する水（伏流水） ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水。 回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

24 工業用地及び工業用水	
ア 事業所敷地面積（平成23年12月31日現在）	面積（単位：平方メートル） 千万百万十万 万 千 百 十 一
敷地面積 事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。賃借を含みます。	1 4 4 3
イ 1日当たり水源別用水量（平成23年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量）	用水量（単位：立方メートル） 百万十万 万 千 百 十 一
区分	
公共水道	
1 工業用水道	5
2 上水道	2
淡水	
3 井戸水（井戸、湧水から取水した水）	
4 その他の淡水	
5 回収水	
合計	7
海水	

備考★
カーステレオについて、一部の機種は製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

備考欄

- ◆各調査項目について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき（例：2倍以上や1/2以下など）は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産計について、年初現在高と前年調査票（前年に「平成22年工業統計調査票」を提出している場合）から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

23 主要原材料名

◆製造品と原材料の関係のみる上で必要ですので、主要なものを記入してください。

23 主要原材料名★ ア 購入したもの	モータ、トランジスタ、IC、コンデンサ、チューナー、樹脂成型
イ 他の企業から支給されたもの（無償）	回路板、金属部品、IC、樹脂加工成型品

- 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- 「ア 購入したもの」に記入がある場合は、「20 ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、「20 ウ 加工賃収入額」の項目に記入があります。

25 作業工程

◆「20 ア 品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び「20 ウ 加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。
製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。

25 作業工程★ 20欄 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関する貴事業所の作業工程のあらましを記入してください。	部品のハンダ付け→組み立て→調整→検査→梱包→出荷
---	---------------------------